

ミュンヘン・ポッポの会 会則

1. 本会は、ミュンヘン及び近郊在住の日本語を生活用語としている家庭の幼児が、不十分な言語環境にあることを鑑み、同年齢の幼児が定期的に会する機会が得られるようにとの目的を持って、同家庭の父母有志により、自主的に結成されました。尚、本会を、「ミュンヘン・ポッポの会」と称します。
2. 本会に入会できるものは、原則として満3歳以上ですが、3歳直前の2歳児でも状況に応じて入会を考慮します。基本的にオムツが外れていることを条件とします。
3. 幼児の国籍は問いませんが、会の保育は日本語で行われる為、少なくとも家庭内において日本語を使用していることが必要です。なお、幼児1人の保護者のうち1名が各組につき2名ずつ、保育中に保護監督者として会場にどどまりサポートをする「お当番」や、イベント、会の管理などをする「係」などが保護者の責務としてあり、それ故に保護者同士や幼児との関わりにおいて日本語が必須となる為、保護者のうち1名は日本語でのコミュニケーションが確実に取れる必要があります。
4. 本会の定員は22名です。
5. 本会において、幼児は、言語以外にも可能な限り、音楽リズム、図画工作、社会、自然、数、健康などについて相応の知識があたえられるようにします。
6. 会期は4月中旬より始まり、翌年3月までの一年間です。時間は毎週土曜日10時から12時までです。
7. 入会希望者は所定の申込書に記入の上、本会の入退会係に提出します。会費は別紙にて定めませんが、3ヵ月毎の前納が必要です。会費は月会費×12ヶ月×24名を一年間運営費予算として定めます。なお、中途入会の際は、会費を月額割にて前納します。3ヶ月の会費を未納された場合は、自然退会になります。
8. 退会は随時可能ですが、原則として最低1ヶ月前に退会届を入退会係に提出します。なお、会員幼児が「ミュンヘン日本語補習校」に転入可能となった際は、自動的に退会になります。退会の際は納入済会費を月額割にて清算します。中途退会の場合は、各月の保育開始前(前月末迄)に退会の届け出があり、かつ一度も保育に出席しない該当月がある場合に、一旦納入された会費を月単位で事後返却します。尚、事前に届け出があった場合は、徴収時に保育出席月分のみ徴収します。

例) 7月末で退会し、8月、9月一度も出席せず、6月末までに退会届が提出された場合は、7月会費徴収時に7月分のみ会費を徴収します。また、7月1日以降に退会届が提出された場合も同様とします。8月1日以降に届け出があった場合は、8月の保育は(基本的に)行われませんが、9月分のみ返却します。9月1日以降届け出があった場合、9月一度も出席しなくても会費は返却しません。

9. 休会の場合は月単位とし、必ず書式での休会届を必要とします。その際、原則として休会届を休会希望月の第一保育日の1ヶ月前までに入退会係に提出します。(但し、やむを得ない場合は考慮の対象となります。)休会は2ヶ月以上とし、在籍料を納入します。会費納入後のやむを得ない休会(2ヶ月以上)に関しては、会費から在籍料を差し引いて清算します。
10. 幼児の送迎の責任は各家庭において持つものとし、また保育中における万一の事故発生に備えて、各家庭とも傷害保険及び個人賠償保険に加入していることが必要です。また入会の際、保護者は医療委任状の提出、及び Poppo-no-kai:InformationzurAufsichtspflicht について同意、サインが必要になります。提出できない場合には入会をお断りすることになります。
11. 本会設立の趣旨から、参加幼児の父母が会の運営に協力することを要請します。会の運営規則は別紙にて定めています。
12. 本会が解散する場合、会の全資金は赤十字などの公益団体に寄付をします。
13. 1) 当会則、運営規則、会費及びクラス編成の変更・修正は会員(一家族が一単位)の過半数の賛成によって行われます。但し、会の解散決定には3分の2の賛成を必要とします。また、当会則、運営規則に記載がないが会の運営に関わる重要だと思われる事項についても会員の過半数の賛成によって決定します。

2) 採決の方法は、無記名投票、もしくはメールにて投票とし、過半数の賛成が必要なため、棄権はなしとします。尚、重要と判断するのは幹事及び副幹事、開票は幹事及び副幹事とします。

以上 2016年10月一部改訂